

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1062 216 1460 296">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="587 720 985 821">業務規程</p> <p data-bbox="483 1436 1086 1493">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 216 2855 296">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1982 720 2380 821">業務規程</p> <p data-bbox="1878 1436 2481 1493">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p> <p>令和3年7月1日変更</p> <p>令和 年 月 日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p> <p>令和3年7月1日変更</p> <p>令和 年 月 日変更</p> <p><u>令和 年 月 日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者たる会員がオンラインで調整ができない発電機の出力抑制によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。</p> <p>十一 「周波数調整」とは、一般送配電事業者たる会員が、法第26条第1項の規定により、供給区域の周波数の維持に努めるため、需要に応じた電気の供給量を調整する業務をいう。</p> <p>十二・十三 (略)</p> <p>十四 「短周期広域周波数調整」とは、短周期周波数調整に必要な調整力（以下「短周期調整力」という。）が不足し、又は、不足するおそれがある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。</p> <p>十五 「長周期広域周波数調整」とは、供給区域の下げ調整力が不足し、又は、下げ調整力が不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。</p> <p>十六・十七 (略)</p> <p>十八 「マージン」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つため、又は調整力の供給区域外からの調達のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。</p> <p>十九～二十四 (略)</p> <p>二十五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（一般送配電事業者を除く。）をいう。</p> <p>二十六 (略)</p> <p>二十七 「再生可能エネルギー電気特措法」とは、「<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）</u>」をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>二十八 「FIT電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法に定める認定発電設備をいう。</p> <p>二十九・三十 (略)</p> <p>三十一 「託送供給契約者」とは、一般送配電事業者たる会員との間で託送供給契約を締結した者及び一般送配電事業の許可を受けている小売電気事業者たる会員をいう。</p> <p>三十二 「発電契約者」とは、一般送配電事業者たる会員との間で発電量調整供給契約を締結した者及び一般送配電事業の許可を受けている発電事業者たる会員をいう。</p> <p>三十三 「需要抑制契約者」とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している者をいう。</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員がオンラインで調整ができない発電機の出力抑制によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。</p> <p>十一 「周波数調整」とは、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が、法第26条第1項の規定により、供給区域の周波数の維持に努めるため、需要に応じた電気の供給量を調整する業務をいう。</p> <p>十二・十三 (略)</p> <p>十四 「短周期広域周波数調整」とは、短周期周波数調整に必要な調整力（以下「短周期調整力」という。）が不足し、又は、不足するおそれがある場合に、連系線を介して他の<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者又は配電事業者</u>たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。</p> <p>十五 「長周期広域周波数調整」とは、<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域の下げ調整力が不足し、又は、下げ調整力が不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の一般送配電事業者たる会員の供給区域の一般送配電事業者又は配電事業者</u>たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。</p> <p>十六・十七 (略)</p> <p>十八 「マージン」とは、電力系統の異常時若しくは需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域</u>から連系線を介して電気を受給するため若しくは電力系統を安定に保つため、又は調整力の<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域外</u>からの調達のために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。</p> <p>十九～二十四 (略)</p> <p>二十五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>を除く。）をいう。</p> <p>二十六 (略)</p> <p>二十七 「再生可能エネルギー電気特措法」とは、「<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）</u>」をいう。</p> <p>二十八 「FIT電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第1項に規定する交付対象区分等に該当する認定発電設備（同法第2条第5項に規定する認定発電設備をいう。第29号において同じ。）をいう。</p> <p>二十九 「FIT電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第3条第1項に規定する特定調達対象区分等に該当する認定発電設備をいう。</p> <p>三十・三十一 (略)</p> <p>三十二 「託送供給契約者」とは、一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員との間で託送供給契約を締結した者及び一般送配電事業<u>又は配電事業</u>の許可を受けている小売電気事業者たる会員をいう。</p> <p>三十三 「発電契約者」とは、一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員との間で発電量調整供給契約を締結した者及び一般送配電事業<u>又は配電事業</u>の許可を受けている発電事業者たる会員をいう。</p> <p>三十四 「需要抑制契約者」とは、一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している者をいう。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>三十四</u>～<u>四十二</u> (略)</p> <p><u>四十三</u> 「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する翌日取引において、市場分断が発生した場合に、供給区域間の約定価格の差を精算する商品をいう。</p> <p><u>四十四</u> 「需給調整市場」とは、一般送配電事業者たる会員が必要とする調整力を取引する市場をいう。</p>	<p><u>三十五</u>～<u>四十三</u> (略)</p> <p><u>四十四</u> 「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する翌日取引において、市場分断が発生した場合に、<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域間の約定価格の差を精算する商品をいう。</p> <p><u>四十五</u> 「需給調整市場」とは、一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員が必要とする調整力を取引する市場をいう。</p>
<p>(需要想定要領の策定)</p> <p>第19条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、公表する。</p> <p>一～六 (略)</p>	<p>(需要想定要領の策定)</p> <p>第19条 本機関は、一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、公表する。</p> <p>一～六 (略)</p>
<p>(需要想定及び需要想定要領の検証)</p> <p>第20条 本機関は、供給区域需要の実績に関し、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、次の各号に掲げる情報の提出を受ける。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般送配電事業者たる会員の行った検証の考え方及び検証方法</p> <p>四 (略)</p>	<p>(需要想定及び需要想定要領の検証)</p> <p>第20条 本機関は、供給区域需要の実績に関し、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員から、次の各号に掲げる情報の提出を受ける。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員の行った検証の考え方及び検証方法</p> <p>四 (略)</p>
<p>(全国の需要想定)の策定)</p> <p>第23条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、当該会員の供給区域需要の想定の提出を受ける。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認めるときは、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定の見直し及び見直し後の需要想定を提出を求める。本機関は、見直し後の需要想定を提出を受けた場合には、前項の規定に準じて、その妥当性を確認する。</p> <p>4 本機関は、毎年1月末日までに、第2項及び第3項の規定において妥当性を確認した全ての供給区域需要の想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。</p> <p>5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を公表する。</p>	<p>(全国の需要想定)の策定)</p> <p>第23条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員から、当該会員の供給区域需要の想定の提出を受ける。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認めるときは、当該供給区域の一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定の見直し及び見直し後の需要想定を提出を求める。本機関は、見直し後の需要想定を提出を受けた場合には、前項の規定に準じて、その妥当性を確認する。</p> <p>4 本機関は、毎年1月末日までに、第2項及び第3項の規定において妥当性を確認した全ての<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域需要の想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。</p> <p>5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域ごとの需要想定を公表する。</p>
<p>(供給計画の取りまとめ等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保の状況に関する事項及び必要な対策に関する事項（以下「需給バランス評価」という。）</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(供給計画の取りまとめ等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 全国及び<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保の状況に関する事項及び必要な対策に関する事項（以下「需給バランス評価」という。）</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(供給計画の送付及び公表等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>一 各供給区域及び全国の供給力について、需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている</p>	<p>(供給計画の送付及び公表等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>一 各<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域及び全国の供給力について、需給バランス評価の結果、</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>場合は、本機関及び会員その他の電気供給事業者における供給力の改善に向けた方策と見通し</p> <p>二 各供給区域及び全国の需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合で、本機関及び会員その他の電気供給事業者のみではその改善に向けた取り組みが困難な場合の、国による新たな政策方針等の必要性</p> <p>三 (略)</p> <p>2 本機関は、毎年3月末日までに、供給計画の取りまとめの結果を踏まえ、各供給区域及び全国の需給及び流通設備に関する計画並びに需給バランス評価の結果を公表する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>必要な供給力を下回っている場合は、本機関及び会員その他の電気供給事業者における供給力の改善に向けた方策と見通し</p> <p>二 各<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域及び全国の需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合で、本機関及び会員その他の電気供給事業者のみではその改善に向けた取り組みが困難な場合の、国による新たな政策方針等の必要性</p> <p>三 (略)</p> <p>2 本機関は、毎年3月末日までに、供給計画の取りまとめの結果を踏まえ、各<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域及び全国の需給及び流通設備に関する計画並びに需給バランス評価の結果を公表する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(供給計画等に関する情報の共有)</p> <p>第32条 本機関は、一般送配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者たる会員と共有する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電事業者<u>及び送電事業者たる会員</u>による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者<u>及び送電事業者たる会員</u>に共有する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(供給計画等に関する情報の共有)</p> <p>第32条 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員と共有する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電事業者、<u>送電事業者及び配電事業者</u>たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者、<u>送電事業者及び配電事業者</u>たる会員に共有する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>本機関は、供給計画に記載された次の各号に掲げる情報のうち、一般送配電事業者たる会員の託送料金に係る原価の算定のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者たる会員に共有する。</u></p> <p>一 <u>最大電力供給計画表</u></p> <p>二 <u>電力量供給計画表</u></p> <p>三 <u>電気の取引に関する計画書</u></p> <p>四 <u>発電所の開発等についての計画書</u></p>
<p>(容量オークション)</p> <p>第32条の2 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力(以下「必要供給力」という。)を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者(以下「容量提供事業者」という。)を募集するため、次の各号に掲げる入札(以下総称して「容量オークション」という。)を実施する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(容量オークション)</p> <p>第32条の2 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島等(法第2条第1項第8号イに規定する「離島等」をいう。)を除く全国、並びに<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力(以下「必要供給力」という。)を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者(以下「容量提供事業者」という。)を募集するため、次の各号に掲げる入札(以下総称して「容量オークション」という。)を実施する。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(電源等情報の登録申込みの受付)</p> <p>第32条の8 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、事業者情報の登録を完了した市場参加資格事業者から、市場参加資格事業者が応札対象とする発電設備等の名称、供給区域その他必要な情報(以下「電源等情報」という。)の登録申込みを受け付ける。</p>	<p>(電源等情報の登録申込みの受付)</p> <p>第32条の8 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、事業者情報の登録を完了した市場参加資格事業者から、市場参加資格事業者が応札対象とする発電設備等の名称、<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域その他必要な情報(以下「電源等情報」という。)の登録申込みを受け付ける。</p>
<p>(電源等情報の審査及び登録完了の通知)</p> <p>第32条の9 (略)</p> <p>2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必</p>	<p>(電源等情報の審査及び登録完了の通知)</p> <p>第32条の9 (略)</p> <p>2 本機関は、国、一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>要な情報の提供を求める。 3・4 (略)</p>	<p>前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 (略)</p>
<p>(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 (略)</p>	<p>(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3・4 (略)</p>
<p>(メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12 (略) 一 (略) ア (略) イ 電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量(以下「期待容量」という。)の登録申込みの受付期間 ウ～カ (略) 二～十一 (略)</p>	<p>(メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12 (略) 一 (略) ア (略) イ 電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域の供給力として期待できる容量(以下「期待容量」という。)の登録申込みの受付期間 ウ～カ (略) 二～十一 (略)</p>
<p>(応札の受付、変更、取消) 第32条の16 (略) 2・3 (略) 4 本機関は、第1項の応札の受付期間の開始前に、国に対し、FIT電源に関する情報の提供を求めることができる。</p>	<p>(応札の受付、変更、取消) 第32条の16 (略) 2・3 (略) 4 本機関は、第1項の応札の受付期間の開始前に、国に対し、<u>FIP電源及びFIT電源</u>に関する情報の提供を求めることができる。</p>
<p>(容量確保契約の締結結果の公表等) 第32条の20 (略) 2 (略) 3 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対して、関係する供給区域の容量提供事業者の名称及び容量確保契約容量等の情報(以下「容量提供事業者情報」という。)を提供する。 4 本機関は、前条第3項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項の規定に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。</p>	<p>(容量確保契約の締結結果の公表等) 第32条の20 (略) 2 (略) 3 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対して、関係する供給区域の容量提供事業者の名称及び容量確保契約容量等の情報(以下「容量提供事業者情報」という。)を提供する。 4 本機関は、前条第3項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項の規定に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>たる会員への情報提供を行う。</p>
<p>(追加オークションの実施判断) 第32条の21 (略) 一 (略) 二 メインオークションの実需給年度における供給区域需要の想定を増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力 2～6 (略)</p>	<p>(追加オークションの実施判断) 第32条の21 (略) 一 (略) 二 メインオークションの実需給年度における<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域需要の想定を増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力 2～6 (略)</p>
<p>(電源等リストの審査及び登録完了の通知) 第32条の25 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3～5 (略) 6 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完了した電源等リストの情報を提供</p>	<p>(電源等リストの審査及び登録完了の通知) 第32条の25 (略) 2 本機関は、国、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3～5 (略) 6 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完了した電源等リス</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
する。	トの情報を提供する。
<p>(実効性テストの実施日程の調整)</p> <p>第32条の27 本機関は、前条第1項の規定により選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者たる会員（以下「協力一般送配電事業者」という。）に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。</p>	<p>(実効性テストの実施日程の調整)</p> <p>第32条の27 本機関は、前条第1項の規定により選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者及び配電事業者たる会員（以下「協力一般送配電事業者等」という。）に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。</p>
<p>(実効性テストの実施日程の報告の受領)</p> <p>第32条の28 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、協力一般送配電事業者と調整した後の実効性テストの実施日程の報告を受け付ける。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(実効性テストの実施日程の報告の受領)</p> <p>第32条の28 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、協力一般送配電事業者等と調整した後の実効性テストの実施日程の報告を受け付ける。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(実効性テスト結果の審査)</p> <p>第32条の31 (略)</p> <p>2 本機関は、協力一般送配電事業者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求めることができる。</p>	<p>(実効性テスト結果の審査)</p> <p>第32条の31 (略)</p> <p>2 本機関は、協力一般送配電事業者等に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求めることができる。</p>
<p>(アセスメントの実施)</p> <p>第32条の34 (略)</p> <p>2 本機関は、必要に応じて、前項のアセスメントの実施に必要な情報の提出を一般送配電事業者たる会員に求めることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(アセスメントの実施)</p> <p>第32条の34 (略)</p> <p>2 本機関は、必要に応じて、前項のアセスメントの実施に必要な情報の提出を一般送配電事業者及び配電事業者たる会員に求めることができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(容量確保契約に基づく交付)</p> <p>第32条の35 (略)</p> <p>2 本機関は、定款第55条の2の規定により一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。</p>	<p>(容量確保契約に基づく交付)</p> <p>第32条の35 (略)</p> <p>2 本機関は、定款第55条の2の規定により一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。</p>
<p>(電源入札等の検討の開始)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者たる会員から電源入札等の検討の要請を受けた場合</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源入札等の検討の開始)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から電源入札等の検討の要請を受けた場合</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(計画策定プロセスの開始)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、供給区域間の電力の融通により安定供給を確保する観点</p> <p>イ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>(計画策定プロセスの開始)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域間の電力の融通により安定供給を確保する観点</p> <p>イ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 安定供給 大規模災害等により、複数の発電機の計画外停止その他<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の供給力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点</p> <p>イ・ウ (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>三 (略)</p> <p>(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い)</p> <p>第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>三 (略)</p> <p>(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い)</p> <p>第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(系統設置交付金の交付)</p> <p>第64条の3 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する交付金(以下「系統設置交付金」という。)を交付する。</p> <p>2 本機関は、系統設置交付金を交付するに当たり、事業実施主体である一般送配電事業者又は送電事業者たる会員から、毎年度、供給計画に従い設置等を行った流通設備(系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。)の設置及び維持に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。</p> <p>3 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。</p> <p>4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に経済産業大臣が定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を算定する。</p> <p>5 本機関は、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。</p> <p>6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第4項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して当該年度の早期に交付する。</p>
<p>(送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付)</p> <p>第68条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前2項の要請を受け付けた場合には、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>(送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付)</p> <p>第68条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前2項の要請を受け付けた場合には、関係する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>(事前相談の検討)</p> <p>第69条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者(以下、この章において「一般送配電事業者」という。)たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受け</p>	<p>(事前相談の検討)</p> <p>第69条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員(以下、この章において「一般送配電事業者等」という。)に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者等から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
たときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。	度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。
<p>(接続検討)</p> <p>第71条 本機関は、接続検討の申込書類の提出を受けた場合、一般送配電事業者たる<u>会員</u>に対して、その旨を通知する。</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、接続検討の受付を行い、一般送配電事業者たる<u>会員</u>に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、接続検討の申込み又は要請の書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で接続検討の受付を行う。</p> <p>一 前項の通知を受けた一般送配電事業者たる<u>会員</u>から検討料の入金を確認した旨の通知を受けた場合</p> <p>二 (略)</p> <p>3 本機関は、一般送配電事業者たる<u>会員</u>から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる<u>会員</u>に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる<u>会員</u>から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</p>	<p>(接続検討)</p> <p>第71条 本機関は、接続検討の申込書類の提出を受けた場合、一般送配電事業者等に対して、その旨を通知する。</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、接続検討の受付を行い、一般送配電事業者等に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、接続検討の申込み又は要請の書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で接続検討の受付を行う。</p> <p>一 前項の通知を受けた一般送配電事業者等から検討料の入金を確認した旨の通知を受けた場合</p> <p>二 (略)</p> <p>3 本機関は、一般送配電事業者等から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</p>
<p>(一般送配電事業者たる<u>会員</u>が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い)</p> <p>第73条 本機関は、一般送配電事業者たる<u>会員</u>から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般送配電事業者たる<u>会員</u>が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般送配電事業者たる<u>会員</u>が系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(一般送配電事業者等が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い)</p> <p>第73条 本機関は、一般送配電事業者等から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般送配電事業者等が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般送配電事業者等が系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(接続検討の要否確認)</p> <p>第74条 本機関は、発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含む。)を行う場合において、特定系統連系希望者から接続検討の要否の確認を受けた場合、一般送配電事業者たる<u>会員</u>に対して、接続検討の要否の確認を依頼する。</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者たる<u>会員</u>から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる<u>会員</u>に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる<u>会員</u>から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項の規定に準じて確認を行う。</p> <p>3 本機関は、一般送配電事業者たる<u>会員</u>の接続検討の要否確認の検討結果が妥当であると認めるときは、特定系統連系希望者に対し、その結果を通知する。</p>	<p>(接続検討の要否確認)</p> <p>第74条 本機関は、発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含む。)を行う場合において、特定系統連系希望者から接続検討の要否の確認を受けた場合、一般送配電事業者等に対して、接続検討の要否の確認を依頼する。</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者等から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項の規定に準じて確認を行う。</p> <p>3 本機関は、一般送配電事業者等の接続検討の要否確認の検討結果が妥当であると認めるときは、特定系統連系希望者に対し、その結果を通知する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの要請)</p> <p>第75条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。)の工事(保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。)に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続(以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。)を開始することが必要と判断した場合には、一般送配電事業者たる<u>会員</u>に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる<u>会員</u>の意見を聴取する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの要請)</p> <p>第75条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。)の工事(保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。)に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続(以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。)を開始することが必要と判断した場合には、一般送配電事業者又は配電事業者たる<u>会員</u>に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる<u>会員</u>の意見を聴取</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる<u>会員</u>に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>	<p>する。</p> <p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>
<p>(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p> <p>第82条 本機関は、一般送配電事業者たる<u>会員</u>から送配電等業務指針に定める接続検討の回答内容を踏まえた上で、再度の接続検討(以下「再接続検討」という。)を行う旨の通知を受けたときは、再接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により開始した電源接続案件一括検討プロセスにおいて再接続検討が行われる場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる<u>会員</u>に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>	<p>(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p> <p>第82条 本機関は、一般送配電事業者等から送配電等業務指針に定める接続検討の回答内容を踏まえた上で、再度の接続検討(以下「再接続検討」という。)を行う旨の通知を受けたときは、再接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により開始した電源接続案件一括検討プロセスにおいて再接続検討が行われる場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)</p> <p>第89条 本機関は、想定される系統増強工事の規模(工事費負担金の額及び工期を含む。)や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合、又は系統連系希望者の公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止または中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者たる会員に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の要請を行うときは、同プロセスを実施している一般送配電事業者たる会員から、意見を聴取する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)</p> <p>第89条 本機関は、想定される系統増強工事の規模(工事費負担金の額及び工期を含む。)や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合、又は系統連系希望者の公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止または中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の要請を行うときは、同プロセスを実施している一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から、意見を聴取する。</p>
<p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者又は国に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる<u>会員</u>が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般送配電事業者たる<u>会員</u>に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる<u>会員</u>から再検討結果の報告を受けたときは、再度、確認及び検証を行う。</p> <p>3 本機関は、前各項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者たる<u>会員</u>に通知する。</p>	<p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者又は国に回答を行った案件について、一般送配電事業者等が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該一般送配電事業者等に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者等から再検討結果の報告を受けたときは、再度、確認及び検証を行う。</p> <p>3 本機関は、前各項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送配電事業者等に通知する。</p>
<p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)</p> <p>第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる<u>会員</u>に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(一般送配電事業者等が受け付けた案件の確認、検証)</p> <p>第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者等に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</p> <p>2 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)</p> <p>第99条 本機関は、本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を、一般送配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一して定め、公表する。</p> <p>2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに当たっては、一般送配電事業者たる会員と事前に協議を行うものとする。</p>	<p>(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)</p> <p>第99条 本機関は、本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一して定め、公表する。</p> <p>2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに当たっては、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と事前に協議を行うものとする。</p>
<p>(受付・回答状況の取りまとめ)</p> <p>第100条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、当該会員における事前相談、接続検討及び契約申込みの受付及び回答状況に関する情報の提出を受ける。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受付・回答状況の取りまとめ)</p> <p>第100条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から、当該会員における事前相談、接続検討及び契約申込みの受付及び回答状況に関する情報の提出を受ける。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(業務改善)</p> <p>第101条 本機関は、一般送配電事業者たる会員との間で、系統アクセス業務の質の向上を図るため、次の各号に掲げる事項を共有の上、必要に応じて他の電気供給事業者とともに、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策について検討する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者たる会員が系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例</p> <p>四 (略)</p>	<p>(業務改善)</p> <p>第101条 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員との間で、系統アクセス業務の質の向上を図るため、次の各号に掲げる事項を共有の上、必要に応じて他の電気供給事業者とともに、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策について検討する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例</p> <p>四 (略)</p>
<p>(必要な協力の要請)</p> <p>第103条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、この章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。</p>	<p>(必要な協力の要請)</p> <p>第103条 本機関は、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、この章の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。</p>
<p>(需給状況の監視の対象)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア 小売電気事業者たる会員及び特定送配電事業者たる会員（登録特定送配電事業者に限る。）の需要及び供給力の確保に関する状況</p> <p>イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 供給区域の需給状況に関する事項</p> <p>ア 一般送配電事業者たる会員の供給区域の需要及び供給力に関する状況並びに調整力の確保に関する状況</p> <p>イ 特定送配電事業者たる会員の供給区域の需要及び供給力に関する状況</p> <p>三 (略)</p> <p>四 供給区域間の電気の潮流に関する事項 連系線の利用に関する状況</p>	<p>(需給状況の監視の対象)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア 小売電気事業者及び特定送配電事業者たる会員（登録特定送配電事業者に限る。）の需要及び供給力の確保に関する状況</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 特定卸供給事業者たる会員の電気の供給量及び供給余力に関する状況</p> <p>二 供給区域及び供給地点の需給状況に関する事項</p> <p>ア 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員の供給区域の需要及び供給力に関する状況並びに調整力の確保に関する状況</p> <p>イ 特定送配電事業者たる会員の供給地点の需要及び供給力に関する状況</p> <p>三 (略)</p> <p>四 一般送配電事業者たる会員の供給区域間の電気の潮流に関する事項 連系線の利用に関する状況</p>
<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般送配電事業者たる会員 次のアからカまでに定める計画及び情報</p>	<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般送配電事業者及び配電事業者たる会員 次のアからカまでに定める計画及び情報 (配電事業者たる会員にあっては、エ及びカを除く。)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>ア～カ (略)</p> <p>四 特定送配電事業者たる会員 <u>供給区域</u>の需要及び供給力並びにF I T電源により発電された電気の調達及び供給に関する計画</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ア～カ (略)</p> <p>四 特定送配電事業者たる会員 <u>供給地点</u>の需要及び供給力並びにF I T電源により発電された電気の調達及び供給に関する計画</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(需給状況の悪化時の指示又は要請)</p> <p>第111条 本機関は、法第28条の44第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。ただし、第1号に掲げる事項は送電事業者たる会員に対して、第2号に掲げる事項は小売電気事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対して、第3号に掲げる事項は、<u>送電事業者たる会員及び発電事業者たる会員</u>に対しては、指示することができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 小売電気事業者たる会員、一般送配電事業者たる会員又は特定送配電事業者たる会員に振替供給を行うこと。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(需給状況の悪化時の指示又は要請)</p> <p>第111条 本機関は、法第28条の44第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業、<u>配電事業者たる会員が営む配電事業</u>又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。ただし、第1号に掲げる事項は送電事業者たる会員に対して、第2号に掲げる事項は小売電気事業者、<u>発電事業者及び特定卸供給事業者</u>たる会員に対して、第3号に掲げる事項は、<u>送電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者</u>たる会員に対しては、指示することができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 小売電気事業者、一般送配電事業者、<u>配電事業者</u>又は特定送配電事業者たる会員に振替供給を行うこと。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う(以下、この条及び第116条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。)。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は発電設備(以下「電力設備」という。)の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の供給区域に発電設備を有する会員は、供給区域ごとの送電可能量を通知する。</p> <p>四 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 振替供給に際して、経由する供給区域の数が少ないもの</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 発電設備の存する供給区域の系統容量の大きいもの</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第113条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第111条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う(以下、この条及び第116条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域</u>の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。)。ただし、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第111条第1項の指示を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は発電設備(以下「電力設備」という。)の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域</u>に発電設備を有する会員は、<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域</u>ごとの送電可能量を通知する。</p> <p>四 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 振替供給に際して、経由する<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域</u>の数が少ないもの</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 発電設備の存する<u>一般送配電事業者たる会員の供給区域</u>の系統容量の大きいもの</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第</p>	<p>(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)</p> <p>第114条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第111条第</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>1 項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下、この条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。）。ただし、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第 1 1 1 条第 1 項の指示を行う。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 振替供給に際して、経由する供給区域の数が少ないもの</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下、この条において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。）。ただし、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第 1 1 1 条第 1 項の指示を行う。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 振替供給に際して、経由する<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域の数が少ないもの</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第 1 1 6 条 (略)</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第 1 5 2 条及び第 1 5 3 条の規定により、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第 1 1 1 条の規定による指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第 1 5 2 条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p>	<p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第 1 1 6 条 (略)</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第 1 5 2 条及び第 1 5 3 条の規定により、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第 1 1 1 条の規定による指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第 1 5 2 条の規定に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p>
<p>(本機関の指示又は要請の一般送配電事業者たる会員への通知)</p> <p>第 1 1 8 条 本機関は、第 1 1 1 条の規定による指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者たる会員に、事前又は事後速やかに、当該指示又は要請の内容を通知する。</p>	<p>(本機関の指示又は要請の一般送配電事業者又は配電事業者たる会員への通知)</p> <p>第 1 1 8 条 本機関は、第 1 1 1 条の規定による指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員に、事前又は事後速やかに、当該指示又は要請の内容を通知する。</p>
<p>(指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額)</p> <p>第 1 2 3 条 本機関が第 1 1 1 条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前各項の規定による協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、<u>第 2 0 章</u>の規定により調停する。</p>	<p>(指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額)</p> <p>第 1 2 3 条 本機関が第 1 1 1 条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前各項の規定による協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、<u>第 2 1 章</u>の規定により調停する。</p>
<p>(運用容量の設定)</p> <p>第 1 2 6 条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により公表した検討条件に関し、他の供給区域からの電気の調達又は他の供給区域への電気の販売を行おうとする電気供給事業者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(運用容量の設定)</p> <p>第 1 2 6 条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により公表した検討条件に関し、他の<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域からの電気の調達又は他の<u>一般送配電事業者たる会員の</u>供給区域への電気の販売を行おうとする電気供給事業者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。</p> <p>3～5 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(短周期広域周波数調整)</p> <p>第131条 本機関は、供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、短周期広域周波数調整のための利用枠（短周期周波数調整に必要となる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。）を確保する。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(短周期広域周波数調整)</p> <p>第131条 本機関は、<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、短周期広域周波数調整のための利用枠（短周期周波数調整に必要となる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。）を確保する。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(長周期広域周波数調整)</p> <p>第132条 本機関は、供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の手順にしたがって、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(長周期広域周波数調整)</p> <p>第132条 本機関は、<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次の各号の手順にしたがって、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認)</p> <p>第144条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。）を有する託送供給契約者、発電契約者又は<u>一般送配電事業者たる会員</u>（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認)</p> <p>第144条 本機関は、翌日取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約（これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。）を有する託送供給契約者、<u>一般送配電事業者又は配電事業者たる会員</u>（以下「電源等保有者」という。）の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する（以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。）。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(承認の対象とする電源等)</p> <p>第144条の2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 法第24条第1項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約</p> <p>五 流通設備の作業停止に伴い一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約</p>	<p>(承認の対象とする電源等)</p> <p>第144条の2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 法第24条第1項及び法第27条の12の13において準用する法第24条第1項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約</p> <p>五 流通設備の作業停止に伴い一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約</p>
<p>(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 本機関は、供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該供給区域（以下、この条において「対象供給区域」という。）の一般送配電事業者たる会員から、対象供給区域の需給に関する計画等の提出を受けるとともに、マージン使用の必要性について説明を受ける。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第2項第2号の規定によるマージン使用の承認を取り消すことができる。</p>	<p>(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 本機関は、<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域（以下、この条において「対象供給区域」という。）の一般送配電事業者たる会員から、対象供給区域の需給に関する計画等の提出を受けるとともに、マージン使用の必要性について説明を受ける。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 マージンを使用する供給の送電経路上の<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第2項第2号の規定によるマージン使用の承認を取り消すことができる。</p>
<p>(緊急時の連系線の使用)</p>	<p>(緊急時の連系線の使用)</p>

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)	
<p>第153条 本機関は、前条のマーヅン使用その他の対策を行ってもなお、供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者たる会員に対し、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを承認するとともに、これを容量登録する。</p> <p>2・3 (略)</p>		<p>第153条 本機関は、前条のマーヅン使用その他の対策を行ってもなお、<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避できないおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者たる会員に対し、供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを承認するとともに、これを容量登録する。</p> <p>2・3 (略)</p>	
別表11-1 作業停止計画の種別		別表11-1 作業停止計画の種別	
種 別	内 容	種 別	内 容
計 画 作 業 停 止	年間 計画	計 画 作 業 停 止	年間 計画
	月間 計画		月間 計画
<p>作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び実同時同量の契約者（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画</p>		<p>作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、送電事業者たる会員、<u>配電事業者たる会員</u>、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び実同時同量の契約者（以下「作業停止計画提出者」という。）から提出された作業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度分（翌年度・翌々年度）の作業停止計画</p>	
<p>（作業停止計画の原案の取得、共有）</p> <p>第157条 (略)</p> <p>2 本機関は、発電計画提出者から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表11-2に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。</p> <p>3 (略)</p>		<p>（作業停止計画の原案の取得、共有）</p> <p>第157条 (略)</p> <p>2 本機関は、発電計画提出者から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表11-2に定める期日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域の一般送配電事業者たる会員に送付する。</p> <p>3 (略)</p>	
<p>（緊急時の対応）</p> <p>第175条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 本機関は、経済産業大臣に対し供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項を報告する。</p> <p>7 (略)</p>		<p>（緊急時の対応）</p> <p>第175条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 本機関は、経済産業大臣に対し<u>一般送配電事業者たる会員</u>の供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項を報告する。</p> <p>7 (略)</p>	
<p>（災害等復旧費用の交付業務）</p> <p>第176条の7 本機関は、法第28条の40第2項の規定により、災害等扶助交付金を交付する業務を行う。</p>		<p>（災害等復旧費用の交付業務）</p> <p>第176条の7 本機関は、法第28条の40第2項<u>第1号</u>の規定により、災害等扶助交付金を交付する業務を行う。</p>	
<p>（災害等扶助拠出金の積立）</p> <p>第176条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求めない。</p>		<p>（災害等扶助拠出金の積立）</p> <p>第176条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者<u>及び配電事業者</u>たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求めない。</p>	
<p>（災害等扶助交付金の交付対象者）</p> <p>第176条の10 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者<u>及び</u>送電事業者たる会員とする。</p>		<p>（災害等扶助交付金の交付対象者）</p> <p>第176条の10 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者、<u>送電事業者</u><u>及び配電事業者</u>たる会員とする。</p>	
<p>（指導・勧告の実施）</p>		<p>（指導・勧告の実施）</p>	

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第179条 (略)</p> <p>一 第105条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者若しくは特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>第19章</u>の苦情及び相談対応及び<u>第20章</u>の紛争解決の業務において、必要なとき</p> <p>四 (略)</p> <p>五 第7章の系統アクセス業務において、一般送配電事業者たる会員が適切な検討、回答を行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないとき</p> <p>六～九 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第179条 (略)</p> <p>一 第105条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者若しくは特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者<u>若しくは配電事業者</u>たる会員が調整力の確保に努めていないとき</p> <p>二 (略)</p> <p>三 <u>第20章</u>の苦情及び相談対応及び<u>第21章</u>の紛争解決の業務において、必要なとき</p> <p>四 (略)</p> <p>五 第7章の系統アクセス業務において、一般送配電事業者<u>又は配電事業者</u>たる会員が適切な検討、回答を行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないとき</p> <p>六～九 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(出力抑制時の検証)</p> <p>第180条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受ける。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出力抑制時の検証)</p> <p>第180条 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところにより、<u>下げ調整力が不足する場合の措置として自然変動電源の出力抑制</u>を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受ける。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第18章 再生可能エネルギー電気特措法に基づく交付金の交付、納付金の徴収及び解体等積立金の管理等</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第1節 交付金の交付及び納付金の徴収</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(供給促進交付金の交付業務)</p> <p><u>第180条の2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第3項の規定により、供給促進交付金（再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第2項に規定する供給促進交付金をいう。以下同じ。）の交付に関する業務を行う。</u></p> <p><u>2 供給促進交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第7項の規定により、同法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金並びに第2条の6の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。</u></p> <p><u>3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の5第1項の規定により、同法第2条の4第1項の経済産業省令で定める期間ごとに、各認定事業者（同法第2条第5項に規定する認定事業者をいう。以下この条において同じ。）に対し交付すべき供給促進交付金の額を決定し、当該各認定事業者に対し、その者に対し交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項を通知する。</u></p> <p><u>4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の5第2項の規定により、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、認定事業者に対し、資料の提出を求める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(調整交付金の交付業務)</p> <p><u>第180条の3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第1項の規定により、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者（以下「FIT電気買取事業者」という。）における特定契約又は一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の費用負担を調整するため、FIT電気買取事業者に対して調整交付金（同法第15条の2第2項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。）の交付に関する業務を行う。</u></p> <p><u>2 調整交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項の規定により、同法第31条第1項及び第38条第1項の規定により本機関が徴収する納付金並びに第15条の5の規定により政</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p>府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。</p> <p>3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の4第1項の規定により、同法第15条の2第1項の経済産業省令で定める期間ごとに、各F I T電気買取事業者に対し交付すべき調整交付金の額を決定し、当該各F I T電気買取事業者に対し、その者に対し交付すべき供給促進交付金の額その他必要な事項を通知する。</p> <p>4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の4第2項の規定により、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、F I T電気買取事業者に対し、資料の提出を求める。</p>
(新設)	<p>(系統設置交付金の交付業務)</p> <p>第180条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第2項の規定により、一般送配電事業者又は送電事業者が法第2条第1項第18号に規定する電気工作物(変電用又は送電用のものに限る。)であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該電気工作物の設置及び維持に要する費用を当該電気工作物を使用する期間にわたり回収するため、一般送配電事業者又は送電事業者に対して系統設置交付金の交付に関する業務を行う。</p>
(新設)	<p>(小売電気事業者等に係る納付金の徴収)</p> <p>第180条の5 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金(以下「交付金」と総称する。)の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者等(小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。)から、納付金を徴収する。</p>
(新設)	<p>(F I T電気買取事業者に係る納付金の徴収)</p> <p>第180条の6 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第38条第1項の規定により、同法第15条の3の規定により算定した額が零を下回った場合には、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、F I T電気買取事業者から、その下回った額の納付金を徴収する。</p>
(新設)	<p>(徴収等業務規程)</p> <p>第180条の7 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第40条第1項の規定により、納付金の徴収及び交付金の交付の業務(以下「納付金徴収等業務」という。)の実施方法その他の事項について、徴収等業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。</p>
(新設)	第2節 入札
(新設)	<p>(入札業務)</p> <p>第180条の8 本機関は、再生可能エネルギー特措法第7条第10項の規定により、入札の実施に関する業務(以下「入札業務」という。)を行う。</p>
(新設)	<p>(入札業務規程)</p> <p>第180条の9 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の2第1項の規定により、入札業務に関する規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>
(新設)	第3節 解体等積立金の管理
(新設)	<p>(積立金管理業務)</p> <p>第180条の10 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の13の規定により、本機関に積み立てられた解体等積立金の管理に関する業務(以下「積立金管理業務」という。)を行う。</p>
(新設)	(積立金管理業務規程)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	第180条の11 <u>本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の14第1項の規定により、積立金管理業務の実施方法その他の事項について積立金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。</u>
(新設)	第4節 <u>その他</u>
(新設)	<u>(帳簿)</u> 第180条の12 <u>本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の4、第15条の16及び第42条の規定により、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする。</u>
(新設)	<u>(情報の取扱い)</u> 第180条の13 <u>本機関は、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に係る情報を原則として、秘密情報として適切に取り扱う。</u>
第18章 年次報告書及び調査・研究	第19章 年次報告書及び調査・研究
(年次報告書) 第181条 (略) 一～四 (略) 五 次条の規定による各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直しの内容	(年次報告書) 第181条 (略) 一～四 (略) 五 次条の規定による各 <u>一般送配電事業者たる会員</u> の供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直しの内容
(予備力及び調整力の適切な水準等の評価等) 第182条 本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供される情報等をもとに、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等について毎年度評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	(予備力及び調整力の適切な水準等の評価等) 第182条 本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供される情報等をもとに、各 <u>一般送配電事業者たる会員</u> の供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等について毎年度評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う。
第19章 苦情及び相談	第20章 苦情及び相談
(あっせん・調停への移行) 第185条 本機関は、前条第1項及び第2項の苦情の申出又は相談を行った者に対し、必要に応じて、 <u>第20章のあっせん・調停の手続</u> について説明する。	(あっせん・調停への移行) 第185条 本機関は、前条第1項及び第2項の苦情の申出又は相談を行った者に対し、必要に応じて、 <u>第21章のあっせん・調停の手続</u> について説明する。
第20章 紛争解決	第21章 紛争解決
第21章 情報通信技術の活用支援	第22章 情報通信技術の活用支援
第22章 雑則	第23章 雑則
<u>(全国のインバランス集計)</u> 第190条の2 <u>本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、供給区域のインバランス量の提出を受ける。</u> 2 <u>本機関は、前項の規定により提出を受けたインバランスの量を、原則として算定期間の翌々月の第5営業日までに、全国のインバランス量として集計し、当該集計結果を卸電力取引所に通知する。</u>	(削る)
(新設)	附則 (令和 年 月 日) <u>(施行期日)</u> 第1条 <u>本規程は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u> <u>(特定契約に関する経過措置)</u> 第2条 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p>律 (平成28年法律第59号) 附則第3条第1項の規定により、同法の施行の際現に締結されている同法第2条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (以下、この条において「旧法」という。) 第4条第1項の特定契約 (以下、この条において「旧特定契約」という。) は、その契約が終了するまでの間は、再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項の特定契約 (以下、この条において「新特定契約」という。) とみなす。</p> <p>2 前項の規定により新特定契約とみなされる旧特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達する旧法第2条第1項に規定する電気事業者は、その契約の期間が終了するまでの間は、再生可能エネルギー電気特措法第2条第4項に規定する電気事業者である同項に規定する一般送配電事業者とみなして、第180条の3及び第180条の6の規定を適用する。</p>